

取扱区分：公開

平成31年第11回

## 蓮田市農業委員会総会議事録

【注】 発言内容については、その要旨を掲載しています。ただし、発言そのものの記載ではありません。

この公開用議事録は、個人情報に関連すると思われる部分等については、●で消しています。

〔日 時〕 令和元年11月25日（月）

〔場 所〕 304・305会議室

## 平成31年第11回 蓮田市農業委員会総会議事録

蓮田市農業委員会（会長）萩原和夫は、平成31年第11回蓮田市農業委員会総会を蓮田市役所304・305会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

- 1 開催日時 令和元年11月25日（月） 午後2時00分
- 2 閉会日時 令和元年11月25日（月） 午後4時00分
- 3 出席委員（14人） ※番号は議席番号

1 番 野口 勇	2 番 門井 隆	3 番 齋藤 重信
4 番 萩原 和夫	5 番 竹内 昭一	6 番 原田 順一
7 番 吉岡 政広	8 番 杉崎 國昭	9 番 高橋 建一
10 番 寺田 進	11 番 竹内 幸男	12 番 岩崎 久
13 番 篠崎 邦明	14 番 齋藤 博司	
- 4 欠席農業委員（0人）
- 5 出席推進委員（5人） ※（ ）内は担当地区

（平野）山口 実	（黒浜）澁谷 秀男	（黒浜）山本 寿一
（蓮田）常見 淳	（蓮田）山口 恵司	
- 6 欠席推進委員（1人）  
（平野）石井 正孝
- 7 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名について
  - 第2 議案第1号 農用地利用集積計画による利用権設定について（貸借関係）
  - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について
  - 報告 1 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について
  - 報告 2 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について
  - 報告 3 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について
  - 報告 4 農地法第18条第6項の規定に基づく通知について
- 8 出席した農業委員会事務局職員（2人）

事務局長	柴田 賢次
事務局主任	茂木 郁

## 9 傍聴人（0人）

なし

## 10 会議の概要

（事務局）

ただ今より、平成31年第11回蓮田市農業委員会総会を開催したいと思います。開会に先立ちまして、会長より挨拶をいただきたいと思います。

（会長）— 会長挨拶 —

（事務局）

ありがとうございました。以降の進行につきましては、会議規則により萩原会長にお願いいたします。

（議長）

令和元年10月25日に開催いたしました、平成31年第10回農業委員会総会の議事録（案）について事前に送付をさせていただき、委員の皆様方においては確認していらっしゃるかと思います。この場で修正をして署名をいただき議事録とさせていただきます。委員の皆様に向いますが、修正の箇所はありますでしょうか。

— 議事録の確認 —

（議長）

それでは、私の署名に続きまして●●●●、●●●●にご署名をいただきます。よろしくお願ひ申しあげます。

本日の委員の出席状況について報告をいたします。欠席者はなく、委員全員の出席をいただいております。

従いまして、本日の総会は成立をいたします。また、推進委員さんは●●●●より欠席の旨の報告がございました。

従いまして、推進委員さんの出席は5名となっております。

次に、本日の議事録署名人の指名をいたします。●●●●、●●●●をお願いいたします。

それでは、ただ今から議事に入ります。その前に事務局から報告がございますのでよろしくお願ひいたします。

（事務局）

本日の議案ですけれども、議案第2号の番号2につきまして、書類に不備がございまして、今回は審議しないということにいたしますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

ます。以上です。

(議 長)

本日の提出議案は事前に配布いたしました資料のとおりでございます。農地法などの法令許可に関する議案は、議案第1号から第2号までとなります。報告案件は、報告1から報告4となります。

初めに、2ページの議案第1号「農用地利用集積計画による利用権設定について（貸借関係）」でございます。議案第1号について、事務局の朗読をよろしくお願いいたします。

(事務局)

読み上げる前に、番号6については取り下げの連絡がございましたので、報告します。

— 議案第1号、議案書朗読 —

(議 長)

議案第1号の番号1につきまして担当地区委員の方から説明をお願い申し上げます。

(委 員)

場所は、蓮田駅から●●●行き●●●バス路線です。元荒川の●●●を渡り●●●●の信号を右折し約●●mほど行きますと、●●●●があり、その先の丁字路を右折し約●●m直進しますと●●●●がございます。その東側に位置するところが利用権設定の土地であります。

現在、枝豆を作付けした跡がありました。農地畑について耕作している状況でございます。今までは、相対で貸借関係を結んでいましたが、農業委員会を通して利用権設定を行うという案件でございます。

補足等がありましたら、事務局からお願いします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局の方で何かございますか。

(事務局)

特にございません。

(議 長)

ただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

異議なし。

(議 長)

それでは質問がないようでございますので、採決をいたします。議案第1号の番号1に

ついて承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員賛成。

(議 長)

全員の方賛成でございます。

よって、議案第1号の番号1については承認をすることにいたします。

次に、議案第1号の番号2について、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

場所は、蓮田駅から●●●を行きまして、元荒川の●●●を渡りすぐ右折して、●●方面に向かっていただいて、●●の集落のだいぶ手前、●●●●の●●●●を左折して、田んぼの中へ入っていく●●●●くらい行った右側です。

こちらも今までは十数年、相対で貸借関係を結んでいた田んぼですが、今回申請したということであります。

補足等がありましたら、事務局からお願いします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局の方で何かございますか。

(事務局)

特にございません。

(議 長)

ただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

異議なし。

(議 長)

それでは質問がないようでございますので、採決をいたします。議案第1号の番号2について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員賛成。

(議 長)

全員の方賛成でございます。

よって、議案第1号の番号2については承認をすることにいたします。

次に、議案第1号の番号3について、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委員)

場所は、蓮田駅から●●●行き、●●●バス路線ですが、元荒川の●●●を渡り●●●●の信号を右折し約●●mほど行きますと●●●●があり、その先の丁字路を右折し約●●m行きますと十字路がございます。そこを左折いたしまして、●●mほど行ったところを左に入ったところが●●●●さんと●●さんのお宅です。その東側に位置する農地が申請地でございます。

現在、野菜等を耕作しております。特定非営利活動法人ですが、聞いたところによると●●●●で収穫した豊作物を社員が販売し、労働力を高めるような形をとりたいということで理事長が設立しました。社員は20人ほどだということです。今まで耕作していた農地も農業委員会を通して、利用権設定を行いたいという条件です。

資料によりますと、法人概要ですが、●●●●は障害者の方のための就労施設です。社会人としての自由支援から、農業従事者としての独立支援まで幅広くサポートしています。豊かな自然の中で伸び伸びと仕事ができます。農業には様々な作業があるので、障害者の特性やそれぞれの個性に合わせた働き方ができます。人と話すことが苦手だったり、一般企業への就職が不安な方も安心して利用いただけます。対象といたしまして、18歳以上から60歳未満の方ということです。

補足等がありましたら、事務局からお願いします。

(議長)

ありがとうございました。事務局の方で何かございますか。

(事務局)

作付するものは、ナスやピーマンを予定していると申請書にありました。

(議長)

ただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

(委員)

特定非営利活動法人が利用集積で農地を使用貸借することは珍しいと思うのですが、団体が借りて障害者の方が耕作するという点でよろしいのでしょうか。

(事務局)

そのお考えでよろしいかと思えます。代表者の方がこの他にもいろいろ事業を行っている方で、その活動の一環として今回の申請に至ったものと聞いています。

(委員)

わかりました。

(議 長)

ありがとうございました。他にはありますでしょうか。

なし。

(議 長)

それでは質問がないようでございますので、採決をいたします。議案第1号の番号3について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員賛成。

(議 長)

全員の方賛成でございます。

よって、議案第1号の番号3については承認をすることにいたします。

続きまして、再設定分についてでございます。再設定の議案第1号の番号4につきましては説明を省略いたします。採決をとらせていただきます。ご質問、ご意見等ございますか。

異議なし。

(議 長)

それでは質問がないようでございますので、採決をいたします。議案第1号の番号4について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員賛成。

(議 長)

全員の方賛成でございます。

よって、議案第1号の番号4については承認をすることにいたします。

次に、番号10を先に審議いたします。こちらについても、説明を省略させていただき、ご承認を賜りたいと思います。番号10につきまして、ご質問、ご意見等ございますか

なし。

(議 長)

質問がないようでございますので、採決をいたします。議案第1号の番号10について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員賛成。

(議長)

全員の方賛成でございます。

よって、議案第1号の番号10については承認をすることにいたします。

同じ再設定でございますが、番号5、7、8、9、につきましてご質問、ご意見等ございますか。

なし。

(議長)

質問がないようでございますので、採決をいたします。議案第1号の番号5、7、8、9について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員賛成。

(議長)

全員の方賛成でございます。

よって、承認をすることにいたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可についてでございます。

議案第2号について、事務局の朗読をよろしくお願いいたします。

(事務局) — 議案第2号、議案書朗読 —

(議長)

議案第2号の番号1につきまして担当地区委員の方から説明をお願い申し上げます。

(委員)

まず、場所でございますが、市役所裏手の●●●●側、東北自動車道にかかる●●を渡り、右折し、約●●m進みますと●●●●がございます。そこを左折し、●●m位直進した道路沿い左側が案件の申請地となります。位置的には、市役所から東北自動車道を●●●●になります。申請地の農地性としましては、農用地区域外の調整区域であり、小集団の生産性の低い農地であります。

5条の許可申請に至った経緯について、譲渡人の話によりますと、相続した土地であります。トラクターでの耕運と草刈りの繰り返いで生産性がなく、管理も大変になってきたため、どうしようかと考えていたところ、隣地で●●●●営む●●●●さんが、既存の資材置場兼駐車場が手狭となり土地を探しているということで、交渉の結果、売買に至ったとのごございました。現在、申請地は草刈りもされ、畑地の状態であり、事前着工もなく違反等もないと思われま。

事業実施の確実性につきましては、事務局で作成した補足説明資料の資金計画等を見ま



すと問題ないと思われます。また、申請地は周りが住宅に囲まれた農地であり、周辺地域の営農に支障はないものと思われます。

許可要件を満たしていると思われますが、事務局に補足説明をお願いし、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局の方で何かございますか。

(事務局)

補足説明をいたします。

場所については先ほどのご説明のとおりでございます。農業振興地域外の農地となります。

申請地の概要ですが、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ということで第2種農地と判断させていただきました。

申請目的は資材置き場及び駐車場でございます。

申請理由につきましては、申請人は、平成10年に設立され、●●に本社を構え、造園・土木を主とした建設業を営んでいる法人です。既存の資材置き場兼駐車場は●●●㎡で●●●●内ありますが、施工現場から発生した枝、葉、草、建設廃材、また、社有のバックホー、ごみ収集車、草刈機械、建設機械、建設資材や保安用具とその保管物置、建設車両、従業員の駐車場も多数駐車しており、あまりにも手狭の状況です。これは確認しております。

申請地については前述のもののうち建設車両、従業員の車両を全て移動させ、更に●●●●に新しい営業所を開設して事業拡大を計画しておりその資材等の保管をする予定とのことです。

本申請地の選定については本社から近いこと、近隣の理解を得られること等を条件とし、土地を探した結果、当該地を譲り受けることが出来たので、今回の申請に及んだものでございます。

資金計画・調達計画については、事務局で確認済みです。

排水処理につきまして、汚水・雑排水は発生しません。雨水は宅地内浸透処理であります。

その他といたしまして、都市計画法第29条の規定に基づく許可申請中は不要でございます。

9月17日に現地確認をしましたが事前着工等はありませんでした。

(議 長)

ただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

異議なし。

(議 長)

質問がないようでございますので、採決をいたします。議案第2号の番号1について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員賛成。

(議 長)

全員の方賛成でございます。

よって、議案第2号の番号1について承認をすることにいたします。

次に、議案第2号の番号3につきまして担当地区委員の方から説明をお願い申し上げます。

(委 員)

場所ですが、蓮田駅から●●●行きのバス路線、元荒川を渡り進みますと、●●●がございます。その先が●●●●にあたり、丁字路がございます。丁字路を挟み、両端の畑が申請地でございます。

現地案内図をご覧くださいと思います。8筆ございまして、●●●●さん所有の●●●●と●●●●の2筆が隣り合わせであります。その他の6筆が●●●●の所有する土地でございます。入口の左の土地につきましては、以前はアスファルトが敷き詰められ駐車場のような形で使用されていましたが、地目が畑なのでアスファルトを撤去し、現況は整備されて畑の状態になっております。右側の土地につきましては、一部碎石を敷いて駐車場として使用していましたが、現在整備され畑の状態に戻っております。

申請人の●●●●さんは●●●●●●の経営の一部に関し前の経営者から譲り受け、経営しています。1か月の来店者は、団体客も月●●件(●●●人程度)ございまして、7割程度のお客さんが車で来られますが、既存の駐車場は7台分程度しか入らないため、駐車場の増設が必要となり、経営地に隣接する農地の地権者との交渉が整ったため申請を出したという案件でございます。

事務局に補足説明をお願いし、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。それでは事務局から補足説明をお願いいたします。

(事務局)

補足説明をいたします。

こちらの申請地は農業振興地域外の農地となります。こちらの農地が2箇所に分かれていますと思うのですが、現地案内図左側の土地は病院、中学校から●●m以内にありまして、上水道及び下水道の管がありますので3種農地という扱いになります。右側の農地につきましては2種農地と判定しております。

申請目的は委員からもお話がありましたが、駐車場ということで、現在駐車場が近くに

あるのですが、数台しか停められず足りないということです。1か月の来店客が約●●●人、団体客も月●回、1回平均●●人の来店があり、その7割が車で来るということで、今回駐車場増設したいということで隣接する農地の地権者に交渉したところ調整が整い、今回の申請に至ったということでございます。

資金計画・調達計画につきまして、事務局で確認済みでございます。

排水処理につきましては、汚水・雑排水は発生しません。雨水は敷地内浸透処理でございます。

その他といたしまして、都市計画法第29条の規定に基づく許可申請は不要でございます。

11月11日に現地確認をしましたが、事前着工等はありませんでした。

(議 長)

議案第2号の番号3については、ただ今担当地区委員の説明および事務局の補足説明のとおりでございます。ただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

なし。

(議 長)

それでは、質問がないようでございますので、採決をいたします。議案第2号の番号3について、承認することに賛成の方は、挙手をお願い申し上げます。

全員賛成。

(議 長)

全員の方賛成でございます。

よって、議案第2号の番号3については承認をすることにいたします。

次に、議案第2号の番号4について、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

場所ですが、市役所を出まして●●●●に突き当たり左に曲がり進み、踏切を渡ると●●●●が右側にあります。この駐車場の終わりの少し手前に、左に入る道があります。狭い道ですが、入って●●●●●●が申請地です。

現在、所有している車4台を、近隣及び遠方に置いていますが、より近いところに置きたいと考えており、隣接した当該地の土地所有者に交渉したところ、譲り受ける見込みがあったので今回の申請に及んだものでございます。

事務局に補足説明をお願いし、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。それでは、事務局から補足説明ありましたらよろしくお願

いたします。

(事務局)

補足説明をいたしますので、資料をご覧ください。

こちらの申請地は農業振興地区域外の農地となります。申請地の概要につきましては、2種農地ということで判定しております。

申請者は●●●●さんですが、駐車場に車を4台置きたいと希望しているのは申請人の息子さんです。息子さんが所有する車の駐車場を、今は近隣や遠方で借りております。自分の車なので近くに置きたいということで、自宅近くの農地の所有者に交渉したところ、譲り受ける見込みがついたため、今回の申請及んだものでございます。

資金計画につきましては、事務局にて確認しております。

当該計画に汚水・雑排水は発生いたしません。雨水は宅地内浸透処理であります。

その他としまして、都市計画法第29条の規定に基づく許可申請は不要でございます。

現地確認を11月11日にしましたが事前着工等はありませんでした。

(議長)

議案第2号の番号4につきましては、ただ今担当地区委員さん、また事務局の補足説明のとおりでございます。ただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等ございますか。

異議なし。

(議長)

それでは、質問がないようでございますので、採決をいたします。議案第2号の番号4について、承認することに賛成の方は、挙手をお願い申し上げます。

全員賛成。

(議長)

全員の方賛成でございます。

よって、議案第2号の番号4について承認をすることにいたします。

それでは暫時休憩をいたします。

休憩

(議長)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、報告事項に入ります。報告1から報告4について、事務局より朗読と説明をよろしくお願い申し上げます。

— 報告 1 から報告 4 朗読 —

(議 長)

事務局の方で朗読いたしました報告 1 から報告 4 について質問等がある方は挙手をお願いいたします。

(委 員)

報告 3 の番号 2 について、住宅敷地拡張と書いてあるのですが、状況を説明してもらえますか。

(事務局)

対象地一体は開発した分譲地で、その中に住んでいる方たちが使う道路が作られているのですが、区割りをしたときに●●●㎡だけ農地が残ってしまったようです。その残ってしまった農地を、将来相続などが発生した場合に面倒だということで、売買となったようです。

(委 員)

わかりました。

(議 長)

特に質問がないようですので報告事項を終わらせていただきます。

以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

本日は委員の皆様方の貴重なご意見及び慎重なるご審議等ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。